

令和5年度 京都大学 CF プロジェクト奨学金（予約採用）

募集要項（追加募集【学部学生】）

CF プロジェクト：Create the Future Project

1. 趣旨・目的

京都大学 CF プロジェクトは、建築家の安藤忠雄氏、株式会社ニトリホールディングス会長の似鳥昭雄氏をはじめとする方々の御賛同とご支援をいただき、立ち上がったプロジェクトです。

CF プロジェクトでは、民間からの寄附金による人材育成基金により、京都大学での多様な分野の優秀な次世代研究者の育成を支援していきます。向学心に富み強い創造心や研究意欲をもつ学生が、経済的理由などでその志を途中であきらめなくてすむようにすることが、CF プロジェクトの目的です。

2. 出願資格等

令和5年4月からの奨学金受給を希望する者で、次の（1）から（3）を満たす者

- （1）本学の正規の教育課程に在籍の者。
- （2）＜別表＞①募集時の学業基準を満たす者（5頁目参照）。
- （3）日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者。または、日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者に準じると本学が認めた者。

ただし、次に該当する者は申請できません。

- ・ 申請時に休学している者及び2023年度において休学を予定している者（ただし、休学理由が留学の者を除く）。
- ・ 出願時または出願にかかる学期の開始前6ヶ月以内に京都大学通則第32条第1項（第53条及び第53条の15において準用する場合を含む）の規定による懲戒処分を受けている者及び処分中の者。
なお、出願後、本奨学金の支給決定までの間に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効とします。
- ・ 在学年数が修業年限を超えている者。ただし、留学や病気等本人の責めに帰さない場合を除きます。

在留資格に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の学生は、在留資格等によって申し込みができない場合があります。

出願の際は、「在留資格」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。※1

＜申し込みが可能な在留資格＞

法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

※1 法定特別永住者及び永住者の者は、在留期間が記載されている書類の提出は必要ありません。

3. 奨学金給付額、支給期間

奨学金の給付額及び支給期間は以下のとおりです。

対象学生 (区分)	出願対象学年	支給額、 支援期間	募集枠、 採用予定者数
学部学生 (3・4年次)	令和4年11月現在、 <u>本学学部2年次に在籍の者</u> で次年度も同課程3年次に在籍予定の者	月額：5万円 年額：60万円 期間：2年間	ニトリ chair (65名程度)
6年制の学部学生 (4・5・6年次)	令和4年11月現在、 <u>本学学部3年次に在籍の者</u> で次年度も同課程4年次に在籍予定の者	月額：5万円 年額：60万円 期間：3年間	

4. 申請から採用内定までの流れ

申込方法

希望者は、(1)「CFプロジェクト奨学金申請システム」によるウェブ申請、および(2)申込書類の提出(「CFプロジェクト奨学金申請システム」で作成した「CFプロジェクト奨学金申込書」および必要書類)によって申込み手続きを行ってください(片方の手続のみでは申込は完了しません)。

(1)「CFプロジェクト奨学金申請システム」によるウェブ申請

ウェブ申請期間：12月2日(金)～12月15日(木)まで

※ウェブ申請最終日の12月15日(木)までに印刷をしてください。15日以降はログインできません。

※KULASIS(京都大学教務情報システム)のトップ画面ー(画面右下)リンク集「CFプロジェクト奨学金申請システム」を選択してください。

(2) 提出書類

提出期間：12月2日(金)～12月16日(金)17:00まで(時間厳守・郵送必着)

郵送可(郵送の場合は、レターパックや簡易書留等の追跡可能な郵送方法で【問い合わせ先、申請窓口】に記載の住所へ郵送してください)

※締切間近は、窓口が大変混み合いますので、早めの提出をお願いします。

必要書類	対象者	注意事項
①提出書類チェックシート	全員	
②CFプロジェクト奨学金申込書	全員	※ <u>両面(長辺とじ)印刷したもの(必ず署名)</u>
③家計支持者(父母)の収入に関する証明書	全員	令和3年分(源泉徴収票、確定申告書等)別紙を必ず読むこと
④家計支持者(父母)の市区町村県民税課税(所得)証明書または、非課税証明書	全員	令和4年度(令和3年分) 所得と課税(非課税)が記載されていること ※ 無職でも必要

⑤振込先口座の通帳の写し	全員	振込先の口座情報が記載されている部分を提出すること
⑥身体障害者手帳等の写し	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合
⑦被災（り災）証明書の写し	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合
⑧最短修業年限超過者等に係る事由書	該当者	留学や病気等本人の責めに帰さない事由により、最短修業年限を超過（原級留置となった者を含む）している場合 病気を理由とする場合は、医師による診断書が必要。 ※上記に該当する場合は、奨学掛へ事由書を希望する旨の連絡をすること。

※現課程の成績証明書については、現所属学部・研究科より成績情報を取得します。

※①～⑤に不備・不足がある場合は、一切受け付けません。なお、⑥～⑧に不備・不足がある場合は、該当なしとみなします。また、書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合は受け付けられませんので、必ずマイナンバー部分を隠してコピーしたものを提出してください。

注) 1. 申込書類に不明な点がある場合は、事前に問い合わせてください。

2. 申込時に不備がある場合は、原則受け付けませんが、提出期間中に不備を解消できた場合は、受け付けることがあります。

(3) 奨学生採用内定

令和5年2月下旬頃に採用内定者を決定のうえ通知予定です。令和5年4月以降、所属学部・研究科より成績情報を取得し進学の確認をします。

(4) 奨学生採用決定

令和5年4月以降、＜別表＞②採用決定時の学業基準（6頁目参照）に基づき、令和4年度後期分の成績を含め学業基準の確認を行い、採用者を決定します。

5. 採用後の手続き等

奨学金の支給は、受給者が指定する預貯金口座に毎月振込予定です。なお、採用決定の結果発表は、令和5年6月中旬を予定しており、4月以降当該年度の採用決定月までの奨学金（4月～7月分）は、当該年度初回振込時（7月中旬を予定）にまとめて支給します。

また、適格認定（家計及び学業）※は、支給期間中の各年度末に予定しています。

京都大学が主催する報告会（年1回を予定）へは必ず参加してください。

※適格認定（家計及び学力）について

本奨学金に採用された者は、支給期間中、毎年、年度末に実施予定の適格認定において、学力基準及び家計基準に関する判定を行い、基準を満たさない場合、支援を打ち切ります。

適格認定における基準については、家計基準は採用時の家計基準と同じです。

ただし、学業基準については、＜別表＞③適格認定時の学業基準（6頁目参照）のとおりとします。

6. 注意事項

- (1) 他奨学金との併給は可能です（ただし、併給不可の他奨学金を受給中の場合は除きます）。
- (2) 本学が主催する報告会（年1回を予定）等のイベントには参加してください。また広報のため、その際に撮影した写真をホームページ等に掲載します。
- (3) 休学、退学等の異動があった場合は、以下の申請窓口にただちに申し出てください。
- (4) 奨学金振込後に休学した場合は、休学期間の月額に相当する奨学金支給を返納してもらうことがあります（支援休止）。ただし、休学の理由が留学の場合は、この限りではありません。また、支援休止の場合、支援期間内において復学しなかったときは、受給資格を失います。

※「休止届」「復活届」については、京都大学公式ホームページよりダウンロードしてください。

- (5) 次の場合は、受給資格を失います。

- ① 退学等により学籍を失った場合
- ② 適格認定（家計及び学力）において、家計及び学力の認定基準を満たさない場合
- ③ 京都大学通則第32条第1項（第53条及び第53条の15において準用する場合を含む。）の規定による懲戒処分を受けた場合
- ④ その他奨学生として不相当であると認められる場合

※①に該当した場合は、直ちに学生課奨学掛まで申し出ること。

- (6) 提出書類における虚偽の記載やこの募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、受給した奨学金は返納する必要があります。

【問い合わせ先、申請窓口】

教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

住所：〒606-8501

京都市左京区吉田本町（総合研究10号館）

Tel:075-753-2480

E-mail:840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp



場所： 本部構内総合研究10号館1階 ※●印の位置

①募集時の「学業基準」

募集区分	学業基準
学部学生（3・4年次）	令和5年3月時点で本学学部2年次に在籍の者は、所属学部2年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得する見込みであること。
6年制の学部学生（4・5・6年次）	令和5年3月時点で本学学部3年次に在籍の者は、所属学部3年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得する見込みであること。

②採用決定時の「学業基準」

採用内定区分	学業基準
学部学生（3・4年次）	所属学部2年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
6年制の学部学生（4・5・6年次）	所属学部3年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。

③適格認定時の「学業基準」

採用区分	学業基準
学部学生（3・4年次）	所属学部3年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
6年制の学部学生（4・5・6年次）	5年次に進級する時は、所属学部4年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
	6年次に進級する時は、所属学部5年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。

【別紙】申込書類における証明書

書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、受け付けられません。必ずマイナンバー（個人番号）部分を隠してコピーしたものを提出してください。

【家計支持者（父母等）の収入に関する証明書】

下表から家計支持者（父母等）の所得の種類を確認し、該当する証明書（コピー可）を提出のうえ、証明書の金額をCFプロジェクト奨学金申請システムの「給与」又は「給与以外」に金額を入力してください（一万円未満切り捨て）。

（※令和4年分の収入見込で選考を行うため、令和3年分の収入証明書を提出していただきます。）

■所得の種類表

	所得種類	証明書類
給与	給料・アルバイト	令和3年分給与所得の源泉徴収票（写） ※前年1月2日以降に転職・就職した者は、以下の特記事項参照
	前年1月2日以降に転職・就職をした場合	原則、給与支給（予定）証明書（様式2） ・パート等で賞与がない場合は、直近3ヶ月程度の給与明細のコピーでも可。
	年金	最新の年金受給額が分かるもの（写） ※最新の年金額改定通知書、年金証書、年金支払通知書など （いずれも受給者名・金額が記載されていること） ※源泉徴収票不可
	高年齢雇用継続給付金	高年齢雇用継続給付金決定通知書（氏名・受給金額が記載/直近4ヶ月分）（写）
	失業給付金	雇用保険受給資格者証（第1～4面まで）（写）
	傷病手当金	支払決定通知等の支給額が分かるもの（写）
	児童扶養手当	児童扶養手当証書等支給額が分かるもの（写）
給与以外	個人経営・農林水産業 自由業・営業・不動産・ 配当・その他等	確定申告書〈第一表・第二表〉（控）で受付印のあるもの（写） （E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウト） ※確定申告書の第2表の「所得の内訳」欄に「別紙のとおり」と記載がある場合は、別紙（「所得の内訳書」）を添付してください。 ※給与収入がある場合は、源泉徴収票の提出も必要
	起業・開業等をした場合	収支内訳（見込）申告書（様式3）と帳簿のコピーなど計算の根拠になる書類
	祖父母等からの援助金	援助の年額証明（様式自由、原則援助者作成）
	生活保護扶助費	保護決定（変更）通知（1ヶ月の受給金額記載）（写）
	養育費	養育費の年額証明（様式自由、原則養育費を受け取っている父又は母が作成。作成日、作成者氏名、押印要。）
無収入	無職・無収入にかかる申立書（様式1） ※専業主婦なども本様式の提出は必須。	

【特記事項】

※2022/01/02以降、転職や収入が大きく変わった場合は、給与支給（予定）証明書（様式2）を提出してください。パート等で賞与がない場合は、直近3ヶ月程度の給与明細のコピーでも可。書類提出期限までに上記を提出できない場合は、前年の収入で審査しますので、前年の収入証明書を提出してください。

※収入が少ない又は無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていないために「(非)課税証明書」を提出できない場合は、「市民税・県民税申告書」(控)のコピーを提出（収入や所得がある場合は、計上のこと）

【中途就・退職記載のある源泉徴収票】

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所 氏名 氏名 京大 父	支払金額 8,309,654	給与所得控除後の金額 6,278,688	所得控除の額の合計額 3,072,448	源泉徴収税額 320,600
中途就・退職欄 中途就・退職 年月日				

父の「給与」欄に「830」と記入

「中途就・退職欄」に月日が記載されている場合
→源泉徴収票ではなく、申込日現在の状況の証明書類が必要です。

令和3年3月1日 令和3年分の 申告書B

住所 氏名 京大 母	収入金額等 給与 1752280	所得の合計 1484318	税 △120000
------------------	------------------------	------------------	--------------

受付印



本人のマイナンバー

番号を隠してコピーすること!!

確定申告書(第一表・第二表)(控)【受付印のあるもの】。

④受付印のない場合
・E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウトしてください。

母の「給与」欄に「175」と記入

母の「給与以外」欄に「148」と記入
※マイナスの場合は「0(ゼロ)」（相殺しない）

配偶者のマイナンバー

扶養親族のマイナンバー

事業専従者のマイナンバー

16歳未満の扶養親族のマイナンバー

個人番号はすべて番号を隠してコピーすること!!

【(家族の中に障害がある人がいる場合のみ) 該当者の身体障害者手帳等の写し※】

※手帳等は、氏名、生年月日が分かる部分のコピーを提出してください。(顔写真・本籍地等の部分は覆ったもので可)

障害のある人	証明書類 (提出は写し)
身体障害のある人又はこれに準ずる人	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、身体障害者手帳交付申請書等のいずれか
常に就床を要し複雑な介護を要する人 (要介護2以上)	介護保険要介護認定等決定通知書、又は介護保険被保険者証(いずれも要介護状態区分が記載されていること。) ※申請中の場合は、診断書(6か月以上継続し、複雑な介護を要することが記載されているもの)
精神上の障害のある人 又はこれに準ずる人	診断書、又は各種手帳等の写し※有効期限も確認します
知的障害のある人と判定される人	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定書
公害疾病の認定を受け当該疾病による身体上の障害のある人	法律による該当者の証明、又は診断書
原爆被爆により身体機能に障害のある人	被爆者手帳、又は診断書(いずれも障害の程度が記載されていること。)

・留学生で家族に障害等のある人がいる場合は、出身国において該当する証明書類の写しの日本語訳(日本語訳が用意できない場合は、英訳)を添付して提出してください。

提出書類チェックシート

学生番号	氏名	電話番号		
必要書類	対象者	注意事項	学生 チェック欄	大学 記入欄
①CFプロジェクト奨学金申込書	全員	※ <u>両面（長辺とじ）印刷したもの（必ず署名）</u>		
②家計支持者（父母）の収入に関する証明書	全員	令和3年分（源泉徴収票、確定申告書等） 募集要項【別紙】申込書類における証明書についてを必ず読むこと	父 母	父 母
③家計支持者（父母）の課税（所得）証明書または、非課税証明書	全員	令和4年度(令和3年分)所得と課税(非課税)が記載されていること ※ 無職でも必要 ※『給与所得に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定の変更通知書』は不可	父 母	父 母
④振込口座の通帳の写し	全員	振込先の口座情報が記載されている部分		
⑤身体障害者手帳等の写し	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合		
⑥被災（り災）証明書の写し	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合		
⑦最短修業年限超過者等に係る事理由	該当者	留学や病気等本人の責めに帰さない事由により、最短修業年限を超過(原級留置となった者を含む)している場合 病気を理由とする場合は、医師による診断書が必要		
〔様式1〕無職・無収入に係る申立書	該当者			
〔様式2〕給与支給（予定）証明書	該当者			
〔様式3〕収支内訳（見込）申込書と帳簿のコピーなど計算の根拠となる書類	該当者			

↓書類に不備があった場合↓ (大学使用欄)

不足・不備の抛類の本人への連絡	対象者	備考	連絡日	備考
①奨学金申込書	全員		/	mail・tel 担当
②収入証明書	全員		/	mail・tel 担当
③課税証明書当	全員		/	mail・tel 担当
④振込口座の通帳の写し	全員		/	mail・tel 担当
⑤身体障害者手帳等の写し	該当者		/	mail・tel 担当
⑥被災（り災）証明書の写し	該当者		/	mail・tel 担当
⑦最短修業年限超過者事理由	該当者		/	mail・tel 担当
⑧	該当者		/	mail・tel 担当

受領日		受領者		1回目			2回目			3回目		
				/			/			/		
				不	C	P	不	C	P	不	C	P

P	PW
/	/

学 生 番 号	学 生 氏 名

年 月 日

無職・無収入にかかる申立書

私は_____年_____月より無職・無収入であることを申し立てます。

(注意) 家計支持者(原則父母)が無職・無収入である場合の申立書ですので、申請者、両親等の扶養下にある兄弟姉妹等は提出の必要はありません。

(申請学生との続柄: _____)

申立人氏名 _____ 印

(自署・押印。スタンプ印不可)

《 事情 》

無職である事情、現在の生活状況等詳細を記載し、祖父母等からの援助金・養育費がある場合はその証明(様式自由・援助者作成)も提出してください。

☆雇用保険(失業給付金)を受給中の場合は、雇用保険受給資格者証(写)を提出してください(その場合は、本様式は提出不要です)。

学 生 番 号	学 生 氏 名

給与支給（予定）証明書

●給与支給責任者の方へ、記入上のお願い

- ・以下①～⑥を記入してください。必ず雇用先の方が記入してください。
- ・示している期間を通常に勤務した場合に、支払が見込まれる金額をご記入ください。
また、期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、備考欄に在職期間も併せてご記入ください。

①就業者氏名														
②就職年月日（再雇用・雇用契約変更等の場合はその年月日を記入してください）														
年 月 日														
③職 種（□にチェック）														
<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> その他（ ）														
④基準日（2022年10月1日）より一年間の支払額合計（予定） ※賞与がある場合は、支払額年間合計に賞与を含めてください。〔平均月額×〇ヶ月+賞与=支払額年間合計〕 ※支払額年間合計には、 <u>通勤手当を含めない</u> ください。 ※年度ごとに更新がある場合（講師等）は、その年度での年収を計上し、契約期間を備考欄に記入してください。														
<p>支払額年間合計（予定） _____ 円</p>														
<p>〈参考〉</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">平均月額</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">労働月数</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">賞与</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">支払額年間合計(予定)</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td style="height: 30px;"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">↑ 12ヶ月未満の場合は⑤備考に理由を記入してください</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">↑ ↓ 一致すること</p>	平均月額	×	労働月数	+	賞与	=	支払額年間合計(予定)							
平均月額	×	労働月数	+	賞与	=	支払額年間合計(予定)								
⑤備考 ※期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、下記に在職期間をご記入ください。														

⑥上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

（給与支給責任者）

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

印

問い合わせ先電話番号

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆

収支内訳（見込）申告書

〔様式3〕

（昨年1月2日以降に開業・起業等した場合）

就業者氏名		開業等年月日	
		年 月 日	
開業から現在までの労働期間（実績）			
_____年__月__日 ~ _____年__月__日まで 労働月数（ ）ヶ月			
上記期間における収支の内訳			
収入金額	収入（売上）金額	①	千円
	家事消費	②	千円
	その他の収入	③	千円
	計（①+②+③）	④	千円
売上原価		⑤	千円
差し引き金額（④-⑤）		⑥	千円
経 費	通信費	ア	千円
	交通費	イ	千円
	水道光熱費	ウ	千円
	減価償却費	エ	千円
	地代家賃	オ	千円
	給料賃金	カ	千円
	その他 ()	キ	千円
	計（ア～キの合計）	⑦	千円
所得金額（⑥-⑦）			千円

上記のとおり申告します。

年 月 日

（証明者）

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

⑧

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆
----- 以下、奨学金申請者記入欄 -----

上記の証明をもとに以下の計算式から年間所得金額を推算してください。

（上記で算出した「所得金額」 ÷ 労働月数 ） × 12 = _____千円

学生番号 _____

氏名 _____

☆市・府民税所得証明書(所得金額の証明) (提出不可)

課税情報の記載がないため不可

見本

市・府民税所得証明書

納税義務者	住所 氏名		
記			
年度 令和3年度 (令和2年分所得)	合計所得金額	0円	所得の金額の内訳 総所得 (内給与所得 土地等の事業・雑 分離長期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引に係る雑所得等 山林 退職
	総所得金額等	0円	
収入金額			
	給与	0円	
	公的年金等	0円	
その他の事項			

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日
京都市長

☆市・府民税課税証明書【課税額証明】(課税額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

見本

市・府民税課税証明書

納税義務者	住所 氏名								
記									
年度 令和3年度	市民税所得割額	0円	市民税均等割額	0円	年税額				
	府民税所得割額	0円	府民税均等割額	0円	0円				
その他の事項		(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市民税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </table>				市民税		所得割額	0円
市民税									
所得割額	0円								

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日
京都市長

☆市・府民税課税証明書【課税標準証明】(課税額と課税標準額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

見本

市・府民税課税証明書

納税義務者	住所 氏名		
記			
年度 令和3年度	年税額	0円	課税標準額 総所得 土地等の事業・雑 分離長期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引に係る雑所得等 山林 退職
その他の事項			

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日
京都市長

★年金の証明書類について

- ・最新（令和4年6月以降発行分）の証明書を提出してください。
- ・個人年金等も書類の提出が必要です。

☆年金振込通知書・改定通知書

国民年金 厚生年金併給 年金額改定通知書

年金振込通知書

国民年金 厚生年金併給 年金額改定通知書

令和3年4月分からの年金額の改定

振込予定日

年金振込通知書

年金から特別徴収する保険料等

☆年金支払通知書

☆年金額改定通知書・年金支払通知書

年金支払通知書

この通知書は、厚生年金保険の被保険者であることに基づき、あなたの年金額を改定したことをお知らせするものです。

年金の種別

種別	1月の支払額	4月の各支払月の支払額
1 定額支給額	0円	0円
2 過去分の支払額（一括）	0円	0円
3 社会保険料	0円	0円
4 国民健康保険料	0円	0円
5 後期高齢者医療保険料	0円	0円
6 所得割	0円	0円
7 個人住民税	0円	0円
8 支払総額	0円	0円
9 支給総額	0円	0円

【支払額の項目別内訳】

1 定額支給額

2 過去分の支払額（一括）

3 社会保険料

4 国民健康保険料

5 後期高齢者医療保険料

6 所得割

7 個人住民税

8 支払総額

9 支給総額

厚生労働省 官署発出書 厚生労働省年金局専任企画課長

年金額改定通知書

この通知書は、厚生年金保険の被保険者であることに基づき、あなたの年金額を改定したことをお知らせするものです。

年金支払通知書

年金の種類	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
老齢厚生年金	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130
退職共済年金	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170

年金支払通知書

年金の種類	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
老齢厚生年金	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130
退職共済年金	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170

厚生労働省 官署発出書 厚生労働省年金局専任企画課長

